

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成29年1月27日（平成29年（行情）諮問第31号）

答申日：平成29年7月28日（平成29年度（行情）答申第165号）

事件名：「国の存立を全うし，国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の政府内での検討経過における関係機関との事前協議の内容等が分かる文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「国の存立を全うし，国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の政府内での検討経過における国家安全保障局から内閣法制局に対する審査，意見の照会の依頼内容とその回答内容，内閣法制局及び関係機関との事前協議の内容のわかるもの（電話の記録，FAX，電子メール，備忘録を含む）（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，別紙1ないし別紙8に掲げる221文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定については，本件対象文書を特定したことは妥当であり，審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年9月29日付け閣安保第569号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その一部の取消し及び文書の再特定を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

##### ア 行政文書の特定について

処分庁は，原処分で本件開示請求に対応する行政文書を特定している。特定されているのは，別紙1で国会答弁書，別紙2で質問主意書及びその答弁書，別紙3で自公部会資料，別紙4で議員からの資料・説明要求対応資料で提供した文書，別紙5で想定問答，別紙6でNSA資料，別紙7で閣議決定サブ・ロジ資料である。

本件開示請求は，「内閣法制局及び関係機関との事前協議の内容のわかるもの」を請求対象文書と特定しており，別紙3は会議資料だけでなく，例えば自公部会でどのような質問があったのか，意見が

あったのかなどの記録が含まれているべきである。また、別紙4では議員からどのような質問や資料の求めがあったのかといった記録が含まれているべきである。会議に出席すればその場での内容の記録は行政機関の職員としては当然に作成し、また質問や要望などが出された場合は、それを記録していることは当然のことであり、かつ、閣議決定案の策定過程における記録としては当然に組織的に用いるものとして保有されているはずのものである。また、資料提供などの要望が議員からあった場合は、誰からどのような資料要求があったのかは、当然に記録され、組織的に用いられる行政文書となっているはずである。

以上のことから、処分庁の行政文書の特定は明らかに誤っており、原処分を取り消し、行政文書の特定をやり直すべきである。

イ 文書217ないし文書219の不開示理由について

処分庁は、安全保障法制整備に関する与党協議会において、席上回収した公にしないことを前提とした文書であるとしている。閣議決定前においては、席上回収という扱いとしたとしても、その時点においては一定の非公開性があったとしても、時限的な非公開性のある文書であるものもある。当該文書には、「具体的な検討の経緯等が記載」とされているが、閣議決定がなされた時点にあっては、どのような検討の経緯を経ているのかについては、決定の背景を示すものとして明らかにされるべきものであり、これらを公にすることにより、法5条3号及び5号に該当する資料は生じない。

したがって、処分庁の決定は誤っている。

ウ 文書220及び文書221の不開示理由について

処分庁は、国家安全保障会議において席上回収したものであり、公にしないことを前提にした文書であるとしている。閣議決定前においては、席上回収という扱いとしたとしても、その時点においては一定の非公開性があったとしても、時限的な非公開性のある文書であるものもある。当該文書には、「具体的な検討の経緯等が記載」とされているが、閣議決定がなされた時点にあっては、どのような検討の経緯を経ているのかについては、決定の背景を示すものとして明らかにされるべきものであり、これらを公にすることにより、法5条3号及び5号に該当する資料は生じない。

したがって、処分庁の決定は誤っている。

(2) 意見書

ア 争う範囲について

諮問庁の理由説明書のうち、「3 原処分の妥当性について」のうち、(1)ないし(4)は争わない。

#### イ 与党協議会で席上回収とした文書について

行政文書開示等決定通知書では、不開示とする行政文書として第3回、第4回、第7回与党協議会の席上回収資料としているが、この「与党協議会」とは何を指すのかは、別紙1ないし別紙7では明らかにされていない。別紙1ないし別紙7では、「自民党」「公明党」と与党といわれる政党名が示されており、これとは別に「与党協議会」を示しているのか否かなどを説明すべきである。

諮問庁は、この「与党協議会」で席上回収をしたものであるので、「公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯等が記載されている」と主張している。諮問庁により提出されている理由説明書は、原処分に係る決定通知書に記載された不開示とした理由と同一であり、何ら新たな理由説明を行っていない。また、「与党協議会」として何を特定しているのかも明らかではない。席上回収された文書がどのような内容や種類、名称のものであるのかなども明らかにせず、「具体的な検討の経緯等が記載されている」とのみ主張をしている。そのため、「検討の経緯等が記載」とされていることが、「公にしないことを前提とする文書」という扱いになっているのかも明らかではない。

そして、諮問庁は、上記の情報を明らかにせず、「これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがある」とのみ主張している。

このような処分庁の不開示理由説明及び諮問庁の理由説明は、審査請求人に意見を述べる機会を奪う極めて不当なものである。具体的な不開示とした内容と不開示理由に関する説明がない限り、まともに意見を述べることもできないようなものに対して、具体的に意見を述べることができない。以上のことから、再度諮問庁に対して理由説明書の提出を求め、それに対する意見を審査請求人が述べる機会を保障することを求める。

#### ウ 国家安全保障会議（平成26年5月15日及び同年6月26日）の席上回収文書について

諮問庁は、上記イの文書と同様に、平成26年5月15日及び同年6月26日開催の国家安全保障会議で席上回収された文書とのみ特定し、具体的に何を本件請求文書に該当する文書として特定したのかを明らかにしていない。審査請求人が情報公開請求を行い開示の実施を受けている行政文書によれば、5月15日の国家安全保障会議の議事は「安全保障の法的基盤の再構築について説明及び論点設定」、

僚による議論」，「取りまとめ・申し合わせ事項の確認」となっている。また，6月26日の議事は，「サイバー空間をめぐる安全保障環境について説明及び論点設定」，「閣僚による議論」，「取りまとめ・申し合わせ事項の確認」となっている。この議事のうち，どの範囲の行政文書を席上配布し不開示としたのかを，まずは諮問庁が明らかにすべきである。

また，諮問庁により提出されている理由説明書は，原処分にかかる決定通知書に記載された不開示とした理由と同一であり，何ら新たな理由説明を行っていない。なぜ，席上回収とし，閣議決定後もなおなぜ不開示とすべき情報であるのかについての理由説明をせず，漫然と「これらを公にした場合，我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり，敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ，国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ，又は交渉上不利益を被るおそれがある」と主張し，不開示決定が妥当である旨を主張している。

このような処分庁の不開示理由説明及び諮問庁の理由説明は，審査請求人に意見を述べる機会を奪う極めて不当なものであることは上記イと同様である。再度諮問庁に対して理由説明書の提出を求め，それに対する意見を審査請求人が述べる機会を保障することを求める。

## エ 行政文書の特定について

審査請求人は，原処分について，①行政文書の特定に関する処分，②行政文書の不開示処分の2点を争っており，単なる審査請求人の主張として行政文書の特定が誤っていることを主張しているわけではない。諮問庁は理由説明書において，「3 原処分の妥当性について」として主張している部分があるわけだから，行政文書の特定についても，この部分において自らの処分が妥当であることについての理由説明をすべきであり，理由説明書での行政文書の特定に関する争いの扱いを誤っている。

審査請求人は，本件開示請求が「内閣法制局及び関係機関との事前協議の内容のわかるもの」を対象情報としたものであり，別紙3では与党の会議に出席した際の資料を特定しているのであるから，その会議の席上での与党議員からの質問や要望，意見については，処分庁職員が出席している以上は常識的に考えてその内容が記載され，組織的に用いる行政文書として保管されていると考えられることから，行政文書としてこうしたものが特定されていないことを，本件請求文書の特定の誤りとして審査請求人は争っているわけである。例えば，審査請求人が，平成28年（行情）諮問第679号で内閣情報官の行った不開示決定処分を争っているが，その内容は，特定秘密保護法案につ

いての与野党への説明等に際しての国会議員の発言等を記録したものである。内閣情報官においてはこのような記録が作成されているが、国家安全保障局においては、このような記録を残さない慣行で業務を行っているのであれば、そのことを述べ、行政文書として保有していないことを、理由説明において明らかにすべきである。

また別紙4では、国会議員への対応文書を特定しており、このような文書が作成されている以上は、個別の国会議員からの問い合わせ等について、どのようなものがあつたのかを記録し、内部で共有することは業務の遂行上行われていると常識的には考えられるため、そのような文書の特定がされていないことについて、本件請求文書の特定の誤りとして審査請求人は争っているわけである。

このような記録は、閣議決定案の策定過程における記録として行政文書として保有されているべきものであるとの審査請求人の主張に対し、「原処分のとおり適正に特定されていると認められるところである」と根拠もなく一方的に述べており、何ら理由説明を行っていない。このような諮問庁の理由説明は、審査請求人に意見を述べる機会を奪う極めて不当なものであることは上記イ及びウと同様である。

オ 以上のことから、諮問庁は理由説明を行っておらず、その程度は審査請求人に対して著しい不利益を与えるものであり、情報公開・個人情報保護審査会において諮問庁に対して理由説明及び釈明を求め、書面において諮問庁から回答を得て審査請求人に送付の上、意見を述べる機会を与えることを求める。

また、諮問庁が係ることを拒否するならば、審査会における口頭意見陳述の機会を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の政府内での検討経過における国家安全保障局から内閣法制局に対する審査、意見の照会の依頼内容とその回答内容、内閣法制局及び関係機関との事前協議の内容のわかるもの（電話の記録、FAX、電子メール、備忘録を含む）との開示請求に対して、処分庁において、別紙1ないし別紙9に掲げる266文書を特定した。開示決定等に当たっては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、法9条1項に基づき、平成27年11月30日付け閣安保第659号により、別紙9に掲げる45文書（以下「先行開示決定文書」という。）につき開示決定処分を行った後、平成28年9月29日付け閣安保第569号により、本件対象文書について原処分を

行った。

(2) 本件対象文書について

本件開示請求に係る「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月1日閣議決定）に関して作成又は取得した文書である。

(3) 原処分の妥当性について

ア 文書196及び文書198中の「2.」において不開示とした部分は、これまで詳細を公にしたことがない四大臣会合の定期的な開催場所である。

これらを公にした場合、定期的な開催場所が明らかになり、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

イ 文書199中の「2.」において不開示とした部分は、国家安全保障会議の事務を処理する国家安全保障局が発足してから、詳細を公にしたことがない九大臣会合の開催場所である。

これを公にした場合、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

ウ 文書203、文書206ないし文書211、文書213及び文書215中の不開示とした部分は、職員の直通電話番号、内線電話番号、FAX番号及びメールアドレスであり、公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、通信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、法5条6号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

エ 文書208及び文書211中の不開示とした部分は、警察庁の警部及び同相当職以下の職員の「氏名」であり、慣行として公にされていない警察職員の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、法5条1号及び4号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

オ 文書217ないし文書219の不開示とした文書は、安全保障法制整備に関する与党協議会において席上回収とした、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯等が記載されているものである。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがある。

以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

カ 文書220及び文書221の不開示とした文書は、国家安全保障会議において席上回収とした、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯等が記載されているものである。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上利益を被るおそれがある。

以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

#### (4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、原処分で特定した文書について、「処分庁の行政文書の特定は明らかに誤っており、決定を取り消し、行政文書の特定をやり直すべきである。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、原処分のおり適正に特定されていると認められる。

イ 審査請求人は、原処分で不開示とした文書について、「閣議決定がなされた時点にあっては、どのような検討の経緯を経ているのかについては、決定の背景を示すものとして明らかにされるべきものである。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記(3)のおり対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

#### (5) 結語

以上のとおり、本件対象文書につき、法5条1号、3号ないし6号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

## 2 補充理由説明書

以下の理由により、先行開示決定文書及び本件対象文書以外には本件請

求文書は存在せず、本件対象文書は適正に特定されたものである。

(1) 会議における意見等を記録した文書について

開示請求事項である「内閣法制局及び関係機関との事前協議の内容のわかるもの」に関し、会議における意見、質問及び要望等を記録する行政文書が存在していないか、処分庁において確認したところ、御指摘の文書は、作成せずとも、会議において出された意見等について、趣旨を踏まえた反映をすることが可能なため、作成していない。

(2) 国会議員からいかなる説明要求や資料の求めがあったのか記録している文書について

「国会議員からいかなる説明要求や資料の求めがあったのか記録している文書」について、処分庁において確認したところ、どの国会議員から、いかなる形又は状況において、説明及び資料の求めがなされたのか、その経緯及びそれらを記録した文書の存在について確認できなかった。

なお、一般論としては、御指摘の文書は、公文書等の管理に関する法律施行令別表に掲げる行政文書及びそれ以外の歴史公文書等に該当しないものと考えられるため、仮にこれを作成又は取得していた場合においても1年未満の保存期間が設定され、国会議員からの要求への対応を終え、不要になった時点で廃棄されるものと考えられる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ① 平成29年1月27日 | 諮問の受理           |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受   |
| ③ 同年2月27日    | 審議              |
| ④ 同年3月6日     | 審査請求人から意見書を收受   |
| ⑤ 同年5月12日    | 本件対象文書の見分及び審議   |
| ⑥ 同年7月5日     | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ 同月26日      | 審議              |

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書221である。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分のうち全部不開示とされた文書217ないし文書221の開示及び本件対象文書の再特定を求めており、諮問庁は、当該部分について法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無につい



て当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件請求文書は、「『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』（以下「本件閣議決定」という。）の政府内での検討経過における国家安全保障局から内閣法制局に対する審査、意見の照会の依頼内容とその回答内容、内閣法制局及び関係機関との事前協議の内容のわかるもの（電話の記録、FAX、電子メール、備忘録を含む）」であり、処分庁は、本件開示請求は、本件閣議決定の検討の過程に係る文書を求めていると解し、これに該当する文書として先行開示決定文書及び本件対象文書を特定した。

イ 本件閣議決定の内容については、平成26年5月15日に安倍総理が切れ目のない対応を可能とする国内法整備の作業を進めるに当たり、いかなる憲法解釈が適切なのか等について議論するため与党協議に入ることを表明したことを受けて、主に与党協議会の場で議論され、内閣官房国家安全保障局を含む政府側関係省庁も与党側の求めに応じ同協議に出席する中で検討が進められてきたものであったので、①与党協議会に係る文書が本件請求文書に該当すると解するとともに、その他の本件閣議決定の検討の過程に係る文書として、②本件閣議決定に関する議論を行った国家安全保障会議に係る文書、③与党協議会とは別に開催された自民党及び公明党の部会で用いた説明資料を含め、各党及び国会議員の質問及び会議等に関する文書、④本件閣議決定に関する想定問答、⑤本件閣議決定に関する各省協議に係る文書及び⑥本件閣議決定の登録等に係る文書が本件請求文書に該当すると解し、①として先行開示決定文書及び文書217ないし文書219、②として文書196ないし文書202、文書220及び文書221、③として文書1ないし文書190、④として文書191ないし文書195、⑤として文書203ないし文書211、⑥として文書212ないし文書216を特定した。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、先行開示決定文書及び本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

エ 審査請求人は、審査請求において別紙3で特定された自民党及び公明党の部会の資料について、同部会の記録があるはずである旨を主張しているため、処分庁に確認したところ、記録を作成せずとも、部会の場で出された意見等をその後の検討等で反映することが可能であり、作成の必要がなかったことから、作成しなかったとのことであった。

オ また、審査請求人は、審査請求において別紙4で特定された国会議員からの資料・説明要求対応資料に関し、国会議員からいかなる説明

要求や資料の求めがあったのか記録している文書があるはずである旨を主張しているため、別紙4で特定された文書を保存していた部署の職員に対し、諮問庁において聞き取りを実施した。当該職員によれば、どの国会議員から、いかなる形又は状況で、これらの説明要求及び資料の求めがなされたのか、その経緯は不明であり、別紙4で特定された文書に関して国会議員からの説明要求や資料の求めを記録した文書も存在したか否かも不明であるとのことであった。

また、一般論としては、当該文書は、公文書等の管理に関する法律施行令別表に掲げる行政文書及びそれ以外の歴史公文書等に該当しないものと考えられるため、仮にこれを作成又は取得していた場合においても1年未満の保存期間が設定され、国会議員からの要求への対応を終え不要になった時点で廃棄されるものと考えられるとのことであった。

- (2) 諮問庁から本件閣議決定の提示を受けて確認したところ、諮問庁の上記(1)アの説明のとおり、本件開示請求は、本件閣議決定の検討の過程に係る文書の開示を求めているものと解される。

諮問庁から、先行開示決定文書及び本件対象文書の提示を受けて確認したところ、その内容は、諮問庁の上記(1)イの説明のとおりであると認められる。

審査請求人は、本件請求文書に該当する文書として、(a)別紙3で特定された自民党及び公明党の部会の資料について同部会の記録、(b)別紙4で特定された国会議員からの資料・説明要求対応資料に関し、国会議員からいかなる説明要求や資料の求めがあったのか記録している文書があるはずであると主張する。(a)については、必要がなかったため、作成していないとの諮問庁の上記(1)エの説明は不自然、不合理とはいえない。また、(b)については保有しておらず、作成又は取得したかは不明であり、仮に取得したとしても、保存期間1年未満の文書として既に廃棄したものと考えられる旨の諮問庁の上記(1)オの説明も不自然、不合理とはいえない。以上を踏まえると、(a)及び(b)を含め、先行開示決定文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣官房国家安全保障局において先行開示決定文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

文書217ないし文書219は、与党協議会における席上回収資料であり、文書220及び文書221は国家安全保障会議における席上回収資料

である。

当該文書は、これを公にすることにより、本件閣議決定に係る政府及び与党内での未成熟な検討内容が明らかとなり、今後同種の文書の策定作業において政府部内での自由闊達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 付言

当審査会において、平成28年9月29日付け閣安保第569号の行政文書開示等決定通知書を確認したところ、「3 不開示とした部分とその理由」の(4)には、「以上のことから、法第5条第1号及び第4条に定める」との記載があるが、「第4条」は、「第4号」の誤りである。

原処分における不開示理由の提示は、開示請求者に対し、どの不開示情報に該当することとなるのかについて誤解を招くことから、行政手続法8条の趣旨に照らし、不適切なものであったと認められる。

したがって、処分庁においては、今後、法に基づき開示決定等を適切に行うことが望まれる。

#### 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号ないし6号に該当するとして不開示とした決定については、内閣官房国家安全保障局において、先行開示決定文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条5号に該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1 ( 2 6 . 7 . 1 閣議決定関連 (国会答弁) )

番号	名 称
1	「国会答弁書」 ( 2 6 年 5 月 1 6 日 衆議院外務委員会 小川淳也議員 副 長官問 3 )
2	「国会答弁書」 ( 2 6 年 5 月 1 6 日 衆議院外務委員会 青柳陽一郎議員政 府参考人想定問 1 )
3	「国会答弁書」 ( 2 6 年 5 月 1 6 日 衆議院外務委員会 青柳陽一郎議員政 府参考人想定問 4 )
4	「国会答弁書」 ( 2 6 年 5 月 2 2 日 参議院外交防衛委員会 藤田幸久議員 副長官想定問 7 )
5	「国会答弁書」 ( 2 6 年 5 月 2 3 日 衆議院内閣委員会 松田学議員 官房 長官想定問 1 )
6	「国会答弁書」 ( 2 6 年 5 月 2 3 日 衆議院内閣委員会 赤嶺政賢議員 官 房長官想定問 4 )
7	「国会答弁書」 ( 2 6 年 5 月 2 3 日 衆議院内閣委員会 赤嶺政賢議員 官 房長官想定問 6 )
8	「国会答弁書」 ( 2 6 年 5 月 2 3 日 衆議院内閣委員会 赤嶺政賢議員 官 房長官想定問 7 )
9	「国会答弁書」 ( 2 6 年 5 月 2 3 日 衆議院内閣委員会 村上史好議員 官 房長官問 4 )
1 0	「国会答弁書」 ( 2 6 年 5 月 2 3 日 衆議院内閣委員会 中丸啓議員 官房 長官問 1 )
1 1	「国会答弁書」 ( 2 6 年 5 月 2 7 日 参議院外交防衛委員会 白眞勲議員 政府参考人想定問 1 )
1 2	「国会答弁書」 ( 2 6 年 5 月 2 7 日 参議院外交防衛委員会 白眞勲議員 政府参考人想定問)
1 3	「国会答弁書」 ( 2 6 年 5 月 2 7 日 参議院外交防衛委員会 白眞勲議員 副長官問 3 )
1 4	「国会答弁書」 ( 2 6 年 5 月 2 8 日 参議院本会議 小西洋之議員 官房長 官問 3 )
1 5	「国会答弁書」 ( 2 6 年 5 月 2 8 日 衆議院予算委員会 遠山清彦議員 総 理問 2 )
1 6	「国会答弁書」 ( 2 6 年 5 月 2 8 日 衆議院予算委員会 遠山清彦議員 総 理問 3 )
1 7	「国会答弁書」 ( 2 6 年 5 月 2 8 日 衆議院予算委員会 岡田克也議員 総 理問 3 )

18	「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 岡田克也議員 総理問9)
19	「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 江田憲司議員 総理問2)
20	「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 江田憲司議員 総理問4)
21	「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 江田憲司議員 総理問6)
22	「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 志位和夫議員 総理想定問1)
23	「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 小沢鋭仁議員 総理問4)
24	「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 小沢鋭仁議員 総理問7)
25	「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 浅尾慶一郎議員 総理問2)
26	「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 大串博志議員 総理問9)
27	「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 中谷元議員 総理想定問6)
28	「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 中谷元議員 総理想定問7)
29	「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 中谷元議員 総理想定問10)
30	「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 長妻昭議員 総理問3)
31	「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 鈴木克昌議員 総理想定問4)
32	「国会答弁書」(26年5月29日 参議院外交防衛委員会 宇都隆史議員 副長官想定問1)
33	「国会答弁書」(26年5月29日 参議院外交防衛委員会 宇都隆史議員 副長官想定問3)
34	「国会答弁書」(26年5月29日 参議院外交防衛委員会 佐藤正久議員 総理問3)
35	「国会答弁書」(26年5月29日 参議院外交防衛委員会 小野次郎議員 総理問6)

36	「国会答弁書」（26年5月29日 参議院外交防衛委員会 小野次郎議員 総理問7）
37	「国会答弁書」（26年5月29日 参議院外交防衛委員会 小野次郎議員 副長官想定問6）
38	「国会答弁書」（26年5月29日 参議院外交防衛委員会 福山哲郎議員 総理問2-2）
39	「国会答弁書」（26年5月29日 参議院外交防衛委員会 福山哲郎議員 総理問4）
40	「国会答弁書」（26年5月29日 参議院外交防衛委員会 福山哲郎議員 総理問5（3））
41	「国会答弁書」（26年5月30日 衆議院外務委員会 岡本三成議員 政 府参考人問）
42	「国会答弁書」（26年5月30日 衆議院外務委員会 玉城デニ一議員政 府参考人問2）
43	「国会答弁書」（26年5月30日 衆議院外務委員会 玉城デニ一議員政 府参考人問4）
44	「国会答弁書」（26年5月30日 衆議院外務委員会 玉城デニ一議員政 府参考人問5）
45	「国会答弁書」（26年5月30日 衆議院外務委員会 村上政俊議員 政 府参考人問2）
46	「国会答弁書」（26年6月2日 衆議院安全保障委員会外務委員会連合審 査会 伊佐進一議員 政府参考人問1）
47	「国会答弁書」（26年6月2日 衆議院安全保障委員会外務委員会連合審 査会 赤嶺政賢議員 政府参考人問2）
48	「国会答弁書」（26年6月3日 参議院外交防衛委員会 牧山ひろえ議員 副長官問2）
49	「国会答弁書」（26年6月6日 衆議院安全保障委員会 三谷英弘議員政 府参考人問3）
50	「国会答弁書」（26年6月6日 衆議院安全保障委員会 中山泰秀議員政 府参考人問）
51	「国会答弁書」（26年6月6日 衆・海賊・テロ特別委員会 岡本三成議 員 政府参考人追加問）
52	「国会答弁書」（26年6月6日 衆議院外務委員会 玄葉光一郎議員 政 府参考人問2）
53	「国会答弁書」（26年6月9日 参議院決算委員会 江崎孝議員 総理問 7）

5 4	「国会答弁書」（26年6月9日 参議院決算委員会 又市征治議員 総理問9）
5 5	「国会答弁書」（26年6月9日 参議院決算委員会 又市征治議員 官房長官問3）
5 6	「国会答弁書」（26年6月10日 参議院外交防衛委員会 牧山ひろえ議員 副長官問2）
5 7	「国会答弁書」（26年6月12日 参議院外交防衛委員会 藤田幸久議員 副長官想定問1）
5 8	「国会答弁書」（26年6月12日 参議院農林水産委員会 徳永工リ議員 総理問1）
5 9	「国会答弁書」（26年6月19日 参議院外交防衛委員会 中西健治議員 副長官問1）
6 0	「国会答弁書」（26年6月19日 参議院外交防衛委員会 中西健治議員 副長官問2）
6 1	「国会答弁書」（26年6月19日 参議院外交防衛委員会 中西健治議員 副長官問3）
6 2	「国会答弁書」（26年6月19日 参議院外交防衛委員会 福山哲郎議員 政府参考人想定問2）

別紙 2 ( 2 6 . 7 . 1 閣議決定関連 ( 質問主意書 ) )

番号	名 称
6 3	「質問主意書」質問第 1 3 2 号 参議院憲法審査会附帯決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書
6 4	「質問主意書」答弁書第 1 3 2 号 参議院議員小西洋之君提出参議院憲法審査会附帯決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対する答弁書
6 5	「質問主意書」質問第 1 3 3 号 自衛隊の海外出動を禁ずる参議院本会議決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書
6 6	「質問主意書」答弁書第 1 3 3 号 参議院議員小西洋之君提出自衛隊の海外出動を禁ずる参議院本会議決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対する答弁書
6 7	「質問主意書」質問第 1 3 5 号 立憲主義と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書
6 8	「質問主意書」答弁書第 1 3 5 号 参議院議員小西洋之君提出立憲主義と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対する答弁書
6 9	「質問主意書」質問第 1 7 3 号 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の位置付けに関する質問主意書
7 0	「質問主意書」答弁書第 1 7 3 号 参議院議員藤末健三君提出安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の位置付けに関する質問に対する答弁書
7 1	「質問主意書」質問第 2 2 1 号 集団的自衛権の行使を可能とする政府解釈の変更を閣議決定する件に関する質問主意書
7 2	「質問主意書」答弁第 2 2 1 号 衆議院議員鈴木貴子君提出集団的自衛権の行使を可能とする政府解釈の変更を閣議決定する件に関する質問に対する答弁書



別紙 3 ( 2 6 . 7 . 1 閣議決定関連 ( 自公部会資料 ) )

番号	名 称
7 3	「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第〈第 5 回〉
7 4	「自民党部会資料」〈第 5 回〉「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書のポイント
7 5	「自民党部会資料」〈第 5 回〉「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書 ( 概要 )
7 6	「自民党部会資料」〈第 5 回〉「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書
7 7	「自民党部会資料」〈第 5 回〉平成 2 6 年 5 月 1 5 日 安倍内閣総理大臣記者会見 ( 記録 ) = 法整備関連部分の抜粋 =
7 8	「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第〈第 6 回〉
7 9	「自民党部会資料」〈第 6 回〉平成 2 6 年 5 月 1 5 日 安倍内閣総理大臣記者会見 ( 記録 ) = 法整備関連部分の抜粋 =
8 0	「自民党部会資料」〈第 6 回〉「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書のポイント
8 1	「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第〈第 7 回〉
8 2	「自民党部会資料」〈第 7 回〉事例集
8 3	「自民党部会資料」〈第 7 回〉事例集関連資料
8 4	「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第〈第 8 回〉
8 5	「自民党部会資料」〈第 8 回〉事例集
8 6	「自民党部会資料」〈第 8 回〉御説明資料
8 7	「自民党部会資料」〈第 8 回〉事例集関連資料
8 8	「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第〈第 9 回〉
8 9	「自民党部会資料」〈第 9 回〉御説明資料 ( 6 / 6 公明党部会の配付資料 )
9 0	「自民党部会資料」〈第 9 回〉御説明資料 ( 第 5 回与党協議配付資料 )
9 1	「自民党部会資料」〈第 9 回〉事例 8 ~ 1 5 と関連する過去の答弁
9 2	「自民党部会資料」〈第 9 回〉搜索救助活動についての政府の考え方

9 3	「自民党部会資料」〈第9回〉事例集
9 4	「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第〈第10回〉
9 5	「自民党部会資料」〈第10回〉船舶検査等に係る国際法上及び国内法上の考え方について
9 6	「自民党部会資料」〈第10回〉いわゆる「湾岸戦争」における機雷掃海に関する経緯について（各種報道等より作成）
9 7	「自民党部会資料」〈第10回〉機雷掃海関連答弁
9 8	「自民党部会資料」〈第10回〉概要（たたき台）＝目次＝平成26年6月17日
9 9	「自民党部会資料」〈第10回〉御説明資料
1 0 0	「自民党部会資料」〈第10回〉参議院決算委員会要求資料（内閣法制局昭和四十七年十月十四日）
1 0 1	「自民党部会資料」〈第10回〉たたき台
1 0 2	「自民党部会資料」全保障法制整備推進本部 次第〈第11回〉
1 0 3	「自民党部会資料」〈第11回〉御説明資料
1 0 4	「自民党部会資料」〈第11回〉機雷掃海関連答弁
1 0 5	「自民党部会資料」〈第11回〉概要（たたき台）＝目次＝平成26年5月20日
1 0 6	「自民党部会資料」〈第11回〉公明党外交安全保障調査会・憲法調査会合同会議（6／19）配付資料
1 0 7	「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第〈第12回〉
1 0 8	「自民党部会資料」〈第12回〉座長試案
1 0 9	「自民党部会資料」〈第12回〉概要（たたき台）＝目次＝平成26年6月24日
1 1 0	「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第〈第13回〉
1 1 1	「自民党部会資料」〈第13回〉概要（改訂版） 26. 6. 27
1 1 2	「自民党部会資料」〈第13回〉安全保障法制整備推進本部・安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 次第
1 1 3	「自民党部会資料」〈第13回〉国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（閣議決定案の概要） 26. 7. 1

1 1 4	「公明党部会資料」〈26年5月20日〉平成26年（2014年）第29回 政調全体会議
1 1 5	「公明党部会資料」〈26年5月20日〉「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書のポイント
1 1 6	「公明党部会資料」〈26年5月20日〉「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書（概要）
1 1 7	「公明党部会資料」〈26年5月20日〉「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書
1 1 8	「公明党部会資料」〈26年5月20日〉平成26年5月15日 安倍内閣総理大臣記者会見（記録）＝ 法整備関連部分の抜粋 ＝
1 1 9	「公明党部会資料」〈26年5月27日〉事例集
1 2 0	「公明党部会資料」〈26年5月27日〉事例集関連資料
1 2 1	「公明党部会資料」〈26年6月3日〉15事例の類型
1 2 2	「公明党部会資料」〈26年6月3日〉事例集
1 2 3	「公明党部会資料」〈26年6月3日〉事例集関連資料
1 2 4	「公明党部会資料」〈26年6月3日〉御説明資料
1 2 5	（125）「公明党部会資料」〈26年6月6日〉公明党 外交安保調査会・憲法調査会合同会議 出席者 2014. 6. 6
1 2 6	「公明党部会資料」〈26年6月6日〉御説明資料
1 2 7	「公明党部会資料」〈26年6月6日〉事例集
1 2 8	「公明党部会資料」〈26年6月10日〉御説明資料
1 2 9	「公明党部会資料」〈26年6月10日〉搜索救助活動についての政府の考え方
1 3 0	「公明党部会資料」〈26年6月10日〉各事態における米艦防護の在り方
1 3 1	「公明党部会資料」〈26年6月10日〉事例8～15と関連する過去の答弁
1 3 2	「公明党部会資料」〈26年6月13日〉公明党 外交安保調査会・憲法調査会合同会議 出席者 2014. 6. 13
1 3 3	「公明党部会資料」〈26年6月13日〉参議院決算委員会要求資料（内閣法制局 昭和四十七年十月十四日）
1 3 4	「公明党部会資料」〈26年6月13日〉事例集

1 3 5	「公明党部会資料」〈26年6月13日〉事例8～15と関連する過去の答弁
1 3 6	「公明党部会資料」〈26年6月13日〉各事態における米艦防護の在り方
1 3 7	「公明党部会資料」〈26年6月13日〉米艦防護に関する政府答弁
1 3 8	「公明党部会資料」〈26年6月17日〉船舶検査等に係る国際法上及び国内法上の考え方について
1 3 9	「公明党部会資料」〈26年6月17日〉いわゆる「湾岸戦争」における機雷掃海に関する経緯について
1 4 0	「公明党部会資料」〈26年6月17日〉機雷掃海関連答弁
1 4 1	「公明党部会資料」〈26年6月17日〉閣議決定概要（たたき台）＝目次＝
1 4 2	「公明党部会資料」〈26年6月17日〉御説明資料
1 4 3	「公明党部会資料」〈26年6月17日〉新三要件たたき台
1 4 4	「公明党部会資料」〈26年6月17日〉S47政府見解に関連する過去の答弁
1 4 5	「公明党部会資料」〈26年6月19日〉米艦防護等（事例8関連）に関する主な安倍総理答弁（5／28 衆・予算委）
1 4 6	「公明党部会資料」〈26年6月19日〉従来政府見解の基本的な論理
1 4 7	「公明党部会資料」〈26年6月19日〉御説明資料
1 4 8	「公明党部会資料」〈26年6月19日〉安保理決議第678号
1 4 9	「公明党部会資料」〈26年6月19日〉他国の軍隊の艦船等による邦人輸送の事例
1 5 0	「公明党部会資料」〈26年6月19日〉昭和47年の政府見解の論理構成（昭和47年10月14日参・決算委提出資料）
1 5 1	「公明党部会資料」〈26年6月20日〉我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題 ※「国家安全保障戦略」から抜粋
1 5 2	「公明党部会資料」〈26年6月20日〉国連憲章における集団的・個別的自衛権について 26.6.20 外務省
1 5 3	「公明党部会資料」〈26年6月25日〉座長試案
1 5 4	「公明党部会資料」〈26年6月25日〉概要（たたき台）＝目次＝平成26年6月24日
1 5 5	「公明党部会資料」〈26年6月25日〉概要（改訂版）27.6.27

156	「公明党部会資料」〈26年6月25日〉平成26年（2014年）第40回 政調全体会議
157	「公明党部会資料」国の存立を全うし，国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（閣議決定案概要）26.7.1

別紙 4 ( 2 6 . 7 . 1 閣議決定関連 ( 議員からの資料・説明要求対応資料 ) )

番号	名 称
1 5 8	「国会議員からの資料要求への対応文書」 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」 報告書
1 5 9	「国会議員からの資料要求への対応文書」 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」 報告書のポイント
1 6 0	「国会議員からの資料要求への対応文書」 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」 報告書 ( 概要 )
1 6 1	「国会議員からの資料要求への対応文書」 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会 ( 関連資料 )
1 6 2	「国会議員からの資料要求への対応文書」 平成 2 6 年 5 月 1 5 日 安倍内閣総理大臣記者会見 ( 記録 ) = 法整備関連部分の抜粋 =
1 6 3	「国会議員からの資料要求への対応文書」 邦人輸送中の米輸送艦の防護 5 / 1 5 総理会見の際のパネル
1 6 4	「国会議員からの資料要求への対応文書」 御説明資料 ( 与党協議 2 6 . 6 . 6 配布資料 )
1 6 5	「国会議員からの資料要求への対応文書」 事例 8 ~ 1 5 と関連する過去の答弁 ( 与党協議 2 6 . 6 . 1 3 配布資料 )
1 6 6	「国会議員からの資料要求への対応文書」 船舶検査等に係る国際法上及び国内法上の考え方について ( 与党協議 2 6 . 6 . 1 7 配布資料 )
1 6 7	「国会議員からの資料要求への対応文書」 いわゆる「湾岸戦争」における機雷掃海に関する経緯について ( 与党協議 2 6 . 6 . 1 7 配布資料 )
1 6 8	「国会議員からの資料要求への対応文書」 機雷掃海関連答弁 ( 与党協議 2 6 . 6 . 1 7 配布資料 )
1 6 9	「国会議員からの資料要求への対応文書」 概要 ( たたき台 ) = 目次 = 平成 2 6 年 6 月 1 7 日 ( 与党協議 2 6 . 6 . 1 7 配布資料 )
1 7 0	「国会議員からの資料要求への対応文書」 御説明資料 「安全保障法制整備に関する与党協議会」 第 5 回会合 ( 6 / 1 0 ) 等における配布・公表資料 ( 与党協議 2 6 . 6 . 1 7 配布資料 )
1 7 1	「国会議員からの資料要求への対応文書」 座長試案 2 6 . 6 . 2 4 ( 与党協議 2 6 . 6 . 2 4 配布資料 )
1 7 2	「国会議員からの資料要求への対応文書」 概要 ( たたき台 ) = 目次 = 平成 2 6 年 6 月 2 4 日 ( 与党協議 2 6 . 6 . 2 4 配布資料 )

173	「国会議員からの資料要求への対応文書」概要（改訂版） 26.6.27（与党協議26.6.27配布資料）
174	「国会議員からの資料要求への対応文書」閣議決定本文
175	「国会議員からの資料要求への対応文書」閣議決定英語版
176	「国会議員からの資料要求への対応文書」平成26年7月1日 安倍内閣総理大臣記者会見（記録）
177	「国会議員からの資料要求への対応文書」昭和58年3月15日 参・予算委員会における谷川防衛庁長官答弁
178	「国会議員からの資料要求への対応文書」衆・予算委 集中審議（5/28）における関連主要答弁
179	「国会議員からの資料要求への対応文書」参議院外交防衛員会（平成26年4月10日）議事録（抜粋）
180	「国会議員からの資料要求への対応文書」予算委員会議録 平成26年5月28日
181	「国会議員からの資料要求への対応文書」発言用参考資料
182	「国会議員からの資料要求への対応文書」質疑応答用資料
183	「国会議員からの資料要求への対応文書」事例集
184	「国会議員からの資料要求への対応文書」事例集関連資料
185	「国会議員からの資料要求への対応文書」武力攻撃に至らない侵害への対処 与党協議会で使用した「事例集」より抜粋
186	「国会議員からの資料要求への対応文書」「個別的自衛権」及び「集団的自衛権」とは
187	「国会議員からの資料要求への対応文書」集団的自衛権などについて
188	「国会議員からの資料要求への対応文書」参議院決算委員会要求資料 集団的自衛権と憲法との関係 内閣法制局昭和四十七年十月十四日
189	「国会議員からの資料要求への対応文書」安保法制懇非公式会合の開催日一覧
190	「国会議員からの資料要求への対応文書」安保法制懇非公式会合・直近3回の政府側出席者一覧

別紙 5 ( 2 6 . 7 . 1 閣議決定関連 ( 想定問答 ) )

番号	名 称
1 9 1	「想定問答」【想定】安保法制に関する閣議決定（平成 2 6 年 7 月 2 日）
1 9 2	「想定問答」事例 1 ～ 7 想定問答（問立て）
1 9 3	「想定問答」事例 1 ～ 7 想定問答（想定本文）
1 9 4	「想定問答」事例 8 ～ 1 5 想定問答（問立て）
1 9 5	「想定問答」事例 8 ～ 1 5 想定問答（想定本文）



別紙6（26.7.1 閣議決定関連（NSC資料））

番号	名称
196	「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成26年5月15日）
197	「国家安全保障会議資料」応答要領案（平成26年5月15日（木））
198	「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成26年6月26日）
199	「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【九大臣会合】（平成26年7月1日）
200	「国家安全保障会議資料」国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（平成26年7月1日 国家安全保障会議決定案 閣議決定案）
201	「国家安全保障会議への諮問書」国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（諮問）
202	「国家安全保障会議からの答申書」国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（答申）

別紙 7 ( 2 6 . 7 . 1 閣議決定関連 (閣議決定サブ・ロジ資料) )

番号	名 称
2 0 3	「閣議決定関連」事務連絡 ( 2 6 . 6 . 3 0 ) 「国の存立を全うし, 国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」について (協議)
2 0 4	「閣議決定関連」 「国の存立を全うし, 国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」 (閣議決定案)
2 0 5	「閣議決定関連」意見提出様式
2 0 6	「閣議決定関連」内閣府国際平和協力本部事務局本部の意見
2 0 7	「閣議決定関連」内閣官房副長官補付 (国際平和協力担当から) の意見
2 0 8	「閣議決定関連」警察庁からの質問
2 0 9	「閣議決定関連」内閣府国際平和協力本部事務局本部の意見に対する回答
2 1 0	「閣議決定関連」内閣官房副長官補付 (国際平和協力担当から) の意見に対する回答
2 1 1	「閣議決定関連」警察庁からの質問に対する回答
2 1 2	「閣議決定関連」国の存立を全うし, 国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について ( 2 6 . 7 . 1 ) エンバーゴ付
2 1 3	「閣議決定関連」閣議案件登録票
2 1 4	「閣議決定関連」 2 6 . 7 . 1 の臨時閣議における総理大臣発言要旨
2 1 5	「閣議決定関連」決裁文書
2 1 6	「閣議決定関連」閣議決定本文 (セット版)

別紙 8

番号	名 称
2 1 7	第 3 回与党協議会 席上回収資料
2 1 8	第 4 回与党協議会 席上回収資料
2 1 9	第 7 回与党協議会 席上回収資料
2 2 0	国家安全保障会議（平成 2 6 年 5 月 1 5 日）席上回収資料
2 2 1	国家安全保障会議（平成 2 6 年 6 月 2 6 日）席上回収資料

別紙 9

- (1) 第1回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (2) 第1回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書のポイント
- (3) 第1回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書（概要）
- (4) 第1回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料3 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書
- (5) 第1回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料4 平成26年5月15日安倍内閣総理大臣記者会見（記録）＝法整備関連部分の抜粋＝
- (6) 第2回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (7) 第2回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 事例集
- (8) 第2回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 事例集関連資料
- (9) 第3回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (10) 第3回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 事例集
- (11) 第3回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 事例集関連資料
- (12) 第3回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料3 衆・予算委集中審議（5／28）における関連主要答弁
- (13) 第4回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (14) 第4回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 御説明資料
- (15) 第4回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 事例集
- (16) 第5回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (17) 第5回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 御説明資料
- (18) 第5回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 搜索救助活動についての政府の考え方
- (19) 第5回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料3 事例8～15と関連する過去の答弁
- (20) 第5回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料4 事例集
- (21) 第5回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 各事態における米艦防護の在り方（公明党資料）
- (22) 第6回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (23) 第6回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 たたき台
- (24) 第6回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 S47政

## 府見解

- (25) 第6回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料3 事例8～  
15と関連する過去の答弁
- (26) 第6回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料4 事例集
- (27) 第7回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (28) 第7回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 船舶検査  
等に係る国際法上及び国内法上の考え方について
- (29) 第7回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 いわゆる  
「湾岸戦争」における機雷掃海に関する経緯について
- (30) 第7回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料3 機雷掃海  
関連答弁
- (31) 第7回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料4 概要（た  
たき台）＝目次＝
- (32) 第7回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料5 御説明資  
料
- (33) 第7回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料6 たたき台
- (34) 第8回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (35) 第8回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 概要（た  
たき台）
- (36) 第8回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 御説明資  
料
- (37) 第8回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料3 機雷掃海  
関連答弁
- (38) 第8回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料4 公明党外  
交安全保障調査会・憲法調査会合同会議（6／19）配布資料
- (39) 第9回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (40) 第9回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 座長試案
- (41) 第9回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 概要（た  
たき台）
- (42) 第10回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (43) 第10回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 概要（改  
訂版）
- (44) 第11回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (45) 第11回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 閣議決定  
案の概要